

(平成24年5月23日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

## 三重国民年金 事案 1176

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 10 月まで

20 歳の頃には加入していなかった国民年金について、長女を出産した昭和 60 年 3 月より後に役場から加入勧奨があったため加入した。

その後、「国民年金未納保険料の納入について」のはがきが届いたため、夫と役場に行き、私の保険料を支払った。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 7 か月と短期間である上、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付しており、かつ、その大部分について前納しているなど、申立人の納付意識は高いものと考えられる。

また、申立人は、長女を出産した昭和 60 年 3 月以降の役場からの加入勧奨を契機として国民年金に加入したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 11 月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続は同年同月に行われたものと考えられ、申立人の供述と符合している。

さらに、申立人が保管している申立期間当時の納付勧奨のはがきは、昭和 61 年 9 月に作成されているところ、オンライン記録によると、同年 10 月に納付書が作成されており、申立人が記憶している国民年金保険料を納付したときの状況と一致している上、申立期間の国民年金保険料は、全て過年度納付することが可能であったことから、申立期間の保険料を遡及納付したとする申立内容に不自然な点は見当たらず、申立期間後の納付状況などを勘案すると、申立期間についても保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1910

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、平成4年2月から同年9月までは41万円、同年10月から5年8月までは44万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年9月1日まで

私は、A社で勤務した期間のうち、申立期間について報酬月額が下がっていないにもかかわらず、標準報酬月額が減額されている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年2月から同年9月までは41万円、同年10月から5年8月までは44万円と記録していたところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（平成5年10月1日）の後の6年3月16日付けで、4年2月1日に遡って標準報酬月額を11万円に引き下げていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間当時、取締役であることが確認できるが、同僚に照会したところ、「申立人の仕事内容はシステムエンジニアであった。給与計算や厚生年金保険の手続は別の取締役が行っていた。」と供述していることから、申立人は標準報酬月額の訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額である平成4年2月から同年9月までは41万円、同年10月から5年8月までは44万円に訂正することが必要と認められる。

## 三重厚生年金 事案 1911

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から13年8月1日まで

私が保管している給与明細書に記載された厚生年金保険料額が、日本年金機構から送られてきた標準報酬月額の月別状況に記載されている保険料控除額より高額となっているため、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与支払明細書及び預金通帳の写しから、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、厚生年金基金から提出された加入員異動記録一覧表及び健康保険組合の回答文書において、申立期間における標準報酬月額が26万円となっていることから、事業主が26万円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重国民年金 事案 1177

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から53年12月まで  
申立期間は、大学に通っていた。私の国民年金については、20歳の頃に、実家の両親が加入手続をして、保険料を支払っていたはずであるため、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の父親は既に他界しており、母親は申立期間当時について具体的に記憶していないことから、国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人は、自身が20歳に到達した際に、その両親が国民年金加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年1月に任意加入被保険者として払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたものと考えられる上、当該記号番号に係る国民年金被保険者資格取得年月日は同年同月19日となっており、申立期間は国民年金の未加入期間となっているほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 1178

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から47年3月まで

私が20歳になった時、父親が国民年金加入の手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納税組合に納付してくれていたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の父親は他界しているため、国民年金加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、自身が20歳に到達した際に、その父親が国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられる上、当該記号番号に係る国民年金被保険者資格取得年月日は同年4月1日となっており、申立期間は国民年金の未加入期間となっているほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1912

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A社は、昭和 47 年 1 月に新たな店舗をオープンすることになり、他の従業員と共に新規採用された。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の同僚（申立人の記憶している同僚を含む。）の供述から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の記憶している女性の同僚4人について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間においては、全員に厚生年金保険被保険者記録が無い上、照会した同僚の1人から「新たな店舗はオープンしたばかりだったので、経営が軌道に乗るまで厚生年金保険には加入させなかったのではないか。」との供述を得た。

また、A社は、平成元年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も既に他界しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1913

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 2 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた 41 年間において、大幅に給与が減額された記憶は無い。標準報酬月額について、申立期間①を 24 万円に、申立期間②及び③を 38 万円に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、大幅に給与が減額された記憶は無いにもかかわらず、A 社に係る厚生年金保険の標準報酬月額が減額されているのは納得できないとして申し立てている。

しかし、申立期間当時、A 社に勤務していた同僚の標準報酬月額を調査したところ、複数の同僚が申立人と同様に、申立期間の標準報酬月額が、その直前の標準報酬月額と比較して低額となっていることが確認できる。

また、B 社から提出された厚生年金被保険者台帳及び C 健康保険組合から提出された保管台帳に記載されている申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②について、A 社に係る厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の当該期間における標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正がされた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1914

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

A社で平成 2 年 5 月 30 日及び 31 日は有給休暇を取り、同日に退社したが、資格喪失日が同年 6 月 1 日ではなく、同年 5 月 31 日となっているのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を平成 2 年 5 月 31 日で退職したと主張しているが、雇用保険の加入記録並びに同社から提出された申立人に係る賃金台帳、タイムカード及び健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、同年 5 月 30 日に退職していることが確認できる。

また、申立人は、平成 2 年 5 月の給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているところ、上記の賃金台帳によると、同年 5 月に支給された給与から厚生年金保険料は控除されているものの、当該保険料は同年 6 月に支給された給与において申立人へ還付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。